

改 正 後	改 正 前
<p>農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間</p> <p>日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第1項第1号ニ(11)(iii)（同令第65条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p><u>五 人工種苗生産技術による水産養殖産品</u> <u>生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該人工種苗生産技術による水産養殖産品が人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚である場合はその格付の日から9年間（当該人工種苗又は養殖の用に供する養殖魚が格付されてから消費されるまで通常要すると見込まれる期間が分かる場合はその期間）、食用に供する養殖魚又は加工品である場合はその格付の日から3年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該人工種苗生産技術による水産養殖産品（食用に供する養殖魚又は加工品に限る。）の格付の表示の日から3年間</u></p>	<p>農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間</p> <p>日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第1項第1号ニ(11)(iii)（同令第65条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>